

関係者の皆様

オーケー株式会社  
代表取締役会長 飯田 勸  
代表取締役社長 二宮 涼太郎**関西スーパー様の臨時株主総会における議決権行使の集計に係る疑義の判明について**

この度、2021年10月29日に開催された株式会社関西スーパーマーケット（以下「関西スーパー様」といいます。）の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、関西スーパー様とH20グループとの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に係る議案が本来「否決」とされるべきであったにもかかわらず、それが覆され、関西スーパー様のご判断により「可決」として処理されたという疑義（以下「本件疑義」といいます。）があることが総会検査役の報告により判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

**1. 本件疑義の判明に至る経緯**

弊社は、本年6月より、関西スーパー様に対し公開買付けを実施するご提案（以下「弊社提案」といいます。）を行う一方、本年8月31日に関西スーパー様が公表したH20グループとの本経営統合には、関西スーパー様とその株主の皆様のためにならないものとして反対する立場をお伝えしてまいりました。

また、弊社は、関西スーパー様とその株主の皆様にとって重大な岐路となる本臨時株主総会が公正に運営され、その結果がいかなるものであっても株主の皆様にとって納得のいくものとなるよう、本臨時株主総会の開催に先立って、公正中立の立場で株主総会の招集の方法及び決議の方法を調査する総会検査役の選任を裁判所に申し立てました。当該申立てにより裁判所が選任した総会検査役が本臨時株主総会に立ち会い、議事運営や議決権行使集計の経過を含む決議方法を調査し、裁判所に報告することとなりました。

そうした中、事前の議決権行使及び関西スーパー様が勧誘した委任状による議決権行使によっては結果が決まらないほどの僅差の状況で、本年10月29日に総会検査役の立会いの下、本臨時株主総会が開催され、本臨時株主総会の議場において出席株主によるマークシートの投票が行われました。かかる投票後、集計結果の発表が繰り返し延期され、2時間超に亘って集計が行われるという経緯を経て、最終的に、極めて僅差で本経営統合に関する議案が可決されたと議長より発表されました。

弊社は、たとえ僅差による可決といえども、総会検査役の立会いの下で公正に議事運営された結果と考え、その結果を関西スーパー様の株主の皆様のご判断であると真摯に受け止め、本臨時株主総会同日に弊社提案を取り下げを公表いたしました。

しかしながら、その後の11月5日に、総会検査役より、本臨時株主総会の経過について、通例とは異なる経過があり、本経営統合に係る議案の決議の方法について特に留意すべき事項であると考えられることから、裁判所と協議の上、本臨時株主総会の招集の方法及び決議の方法に関する調査結果全体にわたる報告に先んじて、議決権行使集計の経過について報告する報告書が裁判所に提出されたことが判明いたしました。

一般的に、総会検査役による報告は、株主総会開催から40日程度後に裁判所に対してなされるもので、この度の総会検査役による報告が本臨時株主総会直後に緊急的になされたこと自体が極めて異例です。

そして、かかる総会検査役の報告によりますと、総会検査役は、集計作業室において、一旦は本経営統合に係る議案が僅差で「否決」となる集計結果を確認したものの、その後、関西スーパー様の判断によって一部の「棄権」の投票の取り扱いが「賛成」に変更されたことにより、その結果が覆され、僅差での「可決」になったというものでした。

## 2. 本件疑義の内容

### (1) 本臨時株主総会における本件疑義に関わる報告書記載の経緯概要

総会検査役の報告書によると、概ね以下のような経緯が記載されております。

本臨時株主総会において、議案に係る質疑応答が終了したのち、午後1時40分ごろから議場が閉鎖された上でマークシートによる投票が行われ、午後1時55分ごろ、議長より、マークシートの回収が完了したため議場閉鎖を解除し、午後3時まで休憩する旨の説明がなされました。

なお、マークシートによる投票に際しては、当該マークシートには「賛成・反対・棄権のいずれにもご記入がない場合は、棄権として集計いたします。」と明記され、議長からも「マークのご記入のない投票用紙をご提出いただいた場合は、棄権としてお取り扱いいたします。」ということを再三にわたり説明されておりました。

午後2時ごろより、集計作業室で株式事務を取り扱う証券代行会社等の担当者によりマークシートの集計作業が行われ、午後2時50分ごろに集計作業が完了し、総会検査役は午後2時57分ごろに集計結果が印刷された書面を集計作業室で受け取り、本経営統合に係る議案が僅差で「否決」であることを確認していたとのことです。その一方、議場においては、午後3時ごろに、議長より、集計が間に合わないこと、非常に僅差であり慎重を期すため休憩時間を午後4時まで延長する旨のアナウンスがなされています。

その後、午後3時45分ごろになってから、議場に戻っていた総会検査役は、関西スーパー様の代理人弁護士より別室にて話したい事がある旨の申入れを受けたとのことです。この別室において、総会検査役は、関西スーパー様の代理人弁護士から、ある株主様が本来「賛成」する意図だったにもかかわらずマークシートを白紙で提出してしまったため、自身の議決権行使がどのように扱われるのか確認したい旨の申し出が午後3時30分ごろにあったとの説明を受け、また、関西スーパー様の判断として、「棄権」と扱われていた当該株主様の議決権を「賛成」として取り扱うこととした、という趣旨の説明を受けたとのことです。

その後、午後4時10分ごろに本臨時株主総会が再開され、議長より、全ての議案が僅差で「可決」されたものと報告され、本臨時株主総会が終了しました。

なお、本経営統合に係る議案は、上述の経緯を経て、僅差による「否決」から僅差による「可決」に覆えられたものですが、白紙で提出されたマークシートの一部が「棄権」から「賛成」に集計し直されたことは、議長自らが議場の株主の皆様に行っていた説明に反するものである上、議場の裏でこのような取り扱いの変更が行われたことは、議場にいる出席株主に対して一切説明されておられません。

### (2) 本件疑義に係る弊社見解

弊社は、総会検査役による報告を確認したのち、慎重を期して、外部の弁護士及び株主総会実務に詳しい専門家の意見を複数確認いたしました。かかる弁護士や専門家の全員に共通する意見として、以下の指摘を頂いております。

- ① 上場企業における公正な株主総会の運営の在り方として、投票を締め切った後に特定の株主の投票内容のみを自社に有利に変更させること自体決してあってはならないこと
- ② 関西スーパー様による総会検査役に対する説明の真偽は確かめようがない上に、仮にその説明のとおり、ある株主の方が本来は「賛成」する意図を有していたにもかかわらず本来の意図と異なる投票を行ったものだったとしても、投票を締め切った以上は、議長自身が議場で説明したとおり「棄権」として取り扱われるべきであること
- ③ 仮に何らかの理由により例外的に当該投票が無効であり「棄権」として扱うべきでないと考えたとしても、その議決権の行使については「賛成」として扱われるべきではなく、「無効（不行使）」として扱われるべきであること

なお、総会検査役は株主総会における決議方法等を調査することを職務とし、法的判断は示すものではないことから、報告書には、本件の経過が通例とは異なるものであり、本経営統合に係る議案の決議の方法について特に留意すべき事項であると記載されていますが、決議が違法であるか否かまでは記載されていません。

本件においては、当該株主様が有する議決権の個数から、かかる議決権が議長の説明どおり適切に「棄権」と扱われるか、あるいは「不行使」として扱われれば、いずれの場合も本経営統合に係る議案は「否決」となるものでした。上述の専門家の意見等も踏まえ、弊社といたしましては、本経営統合に係る議案は本来「否決」となるべきにもかかわらず、その結果が恣意的に歪められたものに他ならないと考えております。

### 3. 本件疑義を受けての弊社の考え及び今後の対応

弊社といたしまして、弊社提案が関西スーパー様とその株主の皆様にとって最善のものと考え、関西スーパー様の株主の皆様にご理解とご支援をいただくべくあらゆる努力を尽くし、また、多くの株主の皆様が関西スーパー様の行く末を真摯にご検討されてこられた中で、本件疑義が生じたことは大変残念なことと受け止めております。

弊社は既に本臨時株主総会の結果を受け入れて弊社提案を取り下げを表明しておりますが、このたび、公正中立な立場の総会検査役の報告によって本件疑義を認識した以上、弊社提案を真摯にご検討いただいた多くの株主の皆様のためにも、本プレスリリースにより本件疑義の存在を明らかにする必要があると判断いたしました。

また、本件疑義を受けての今後の弊社対応につきましては、現在検討中であり、決まり次第近日中にお知らせいたします。

#### 【関係者の皆様及び報道機関の皆様へのお願い】

本臨時株主総会において、本来「否決」とされるべき結果が「可決」として扱われたことは、関西スーパー様における議事運営及び議決権の取り扱いに係る問題であり、特定の株主様の投票に起因するものではないことは明らかです。株主の皆様がどのような形で投票を行うかは完全に個々の株主の皆様のご自由であり、その投票方法に仮に誤りがあったとしてもその株主様が他者に対して責めを負うものではありません。そうした中、弊社といたしましては、万一、この度の株主様が特定されることとなれば、当該株主様にあらぬご負担やご迷惑がかかってしまうのではないかと懸念いたしております。関係者の皆様及び報道機関の皆様におかれましては、株主の方を特定したり、あるいは特定につながる情報の公開・投稿・提供・報道等は厳に控えていただきますようお願い申し上げます。

以上